

強度行動障害支援者養成研修 学則

(事業の実施者の名称・所在地)

第1条 本研修は、社会福祉法人ほっと未来S O U Z O U舎：所在地 埼玉県上尾市大字上野358番地12（以下「当法人」という）が実施するものとする。

(事業の目的)

第2条 強度行動障害を有する者に対し、適切な支援を行う職員の人材育成を目的とする（強度行動障害者養成研修【基礎研修】）。また 適切な支援計画を作成することが可能な職員の育成を目的とする（強度行動障害支援者養成研修【実践研修】）。

(養成研修の名称)

第3条 本研修の名称は、強度行動障害支援者養成研修【基礎研修】と強度行動障害支援者養成研修【実践研修】とする。

(実施過程及び方法)

第4条 本研修の実施課程は強度行動障害支援者養成であり、強度行動障害者への適切な支援を行うための専門的な知識等の修得や支援手法、コミュニケーションの技法、支援計画の作成を修得するため、通学形式での講義及び演習を行う。

(研修実施場所)

第5条 研修実施場所は、桶川市商工会館大会議室とする。

所在地：埼玉県桶川市鴨川1-4-3

(研修日程)

第6条 研修日程は、次のとおりとする。

第1回コース

【基礎研修】令和8年 7月 7日 及び 令和8年 7月 10日

【実践研修】令和8年 7月 14日 及び 令和8年 7月 17日

(研修時間)

第7条 研修時間は、次のとおりとする。

【基礎研修】12時間

【実践研修】12時間

(受講対象者及び定員)

第8条 【基礎研修】受講対象者は、原則として、埼玉県内の障害福祉サービス事業所等において、知的障害、精神障害のある児者を支援対象とした業務に従事している者、今後従事する予定のある者若しくは障害福祉サービス事業所等の連携医療機関等において治療に当たる医療従事者又は障害福祉サービス事業所等と連携し強度行動障害のある児童生徒の支援に当たる特別支援学校の教師等とする。また、定員は20名とする。

【実践研修】受講対象者は、基礎研修を修了した者のうち、原則として、埼玉県内の障害福祉サービス事業所等において、知的障害、精神障害のある児者を支援対象にした業務に従事している者、今後従事する予定のある者若しくは障害福祉サービス事業所等の連携医療機関等において治療に当たる医療従事者 又は障害福祉サービス事業所等と連携し強度行動障害のある児童生徒の支援に当たる特別支援学校の教師等とする。また、定員は20名とする。

(受講者の本人確認)

第9条 研修の受講申込等を行った者が本人であるかどうかを確認する場合は、原則として受講証明書の提示で確認する。但し、必要がある場合は、運転免許証や健康保険証等の公的証明書により確認する場合もある。

(研修カリキュラム及び担当講師名)

第10条 研修を修了するためには履修しなければならないカリキュラム及び担当講師名は、研修プログラム(研修計画)のとおりとする。

(研修参加費用)

第11条 研修参加費用は次のとおりとする。

【基礎研修】受講料：15,000円、テキスト代：3,520円(税込)

【実践研修】受講料：15,000円、テキスト代：3,520円(税込)

【基礎研修】と【実践研修】受講料：30,000円

テキスト代：3,520円(税込)

(修了証書の交付)

第12条 全ての科目を修了した者に修了証を発行する。

【基礎研修】全ての科目(12時間)を修了した者に修了証書を交付する。

【実践研修】全ての科目(12時間)を修了した者に修了証書を交付する。

(研修欠席者、早退者、遅刻者に対する取扱)

第14条 欠席、早退、遅刻などにより科目を全て受講されなかった場合は、修了書証の発

行は行わない。

(研修事業責任(担当)者)

第 15 条 研修事業責任者は、当法人理事長とし、研修担当者は、理事長がこれを定めるものとする。

(施行細則)

第 16 条 この学則に定めのない事項で、特に必要と認めた場合、当法人がこれを定める。

附則 この学則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附則 この学則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附則 この学則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

附則 この学則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。